

# 寄付の方法

お申し込みの方法として①「受配者指定寄付金制度」と②「特定公益増進法人に対する寄付」の2種類がございます。※「受配者指定寄付金制度」は寄付金の全額が損金に算入できるため、「特定公益増進法人に対する寄付」よりも多くの企業等法人様が選択されております。

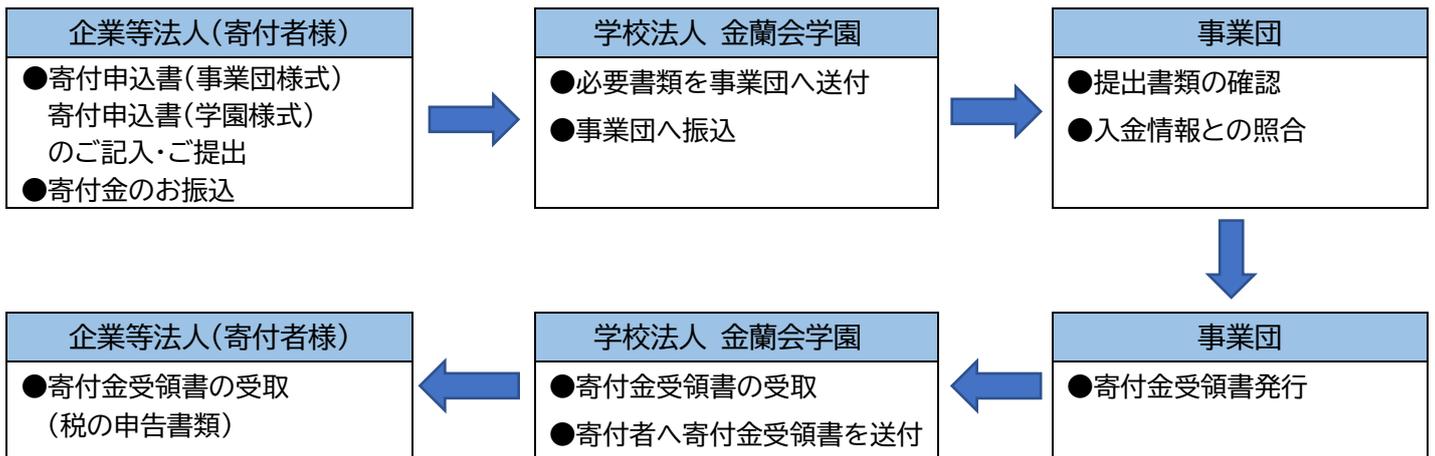
## ①受配者指定寄付金制度

受配者指定寄付金制度とは、学校法人に対する企業等法人からの寄付金をいったん日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」という。)が受け入れて、そののち、事業団から寄付者の指定した学校法人へ配付する制度です。

これにより、国や地方公共団体への寄付金と同様、※寄付金の全額を当該事業年度の損金に算入することが可能となります。

※損金算入手続には、日本私立学校振興・共済事業団が発行する「受領書」が必要となりますが、受領日は、本学園が事業団に送金した日付となります。(本学園にお振込みいただいた日とは異なりますのでご注意ください。)  
また、諸手続の関係上、寄付申込書をいただいてから1ヶ月半程度要します。当該事業年度の決算期に損金として処理を予定されている場合は、遅くとも決算日から起算して1ヶ月前までに、本学園へお振込みいただくよう手続きをお願いいたします。

### 手続きの流れ(受配者指定寄付金)



## ②特定公益増進法人に対する寄付

本学園は「特定公益増進法人」に指定されております。

通常とは別枠で、※以下の計算式により、特別損金算入限度額までが損金に算入できます。

※(当該企業の資本金×0.375%+当該事業年度所得×6.25%)×1/2を通常とは別枠で損金に算入可能

### 手続きの流れ(特定公益増進法人に対する寄付)

